

## 【実習単位数・実習方法等】

	精神保健福祉援助技術現場実習Ⅰ	精神保健福祉援助技術現場実習Ⅱ
単位数	3単位	2単位
種別	医療機関とは機能の異なる障害福祉サービス事業を行う施設等	精神科医療機関
実習期間	実務17日間以上かつ、135時間以上 ※ 実習開始日から終了日まで70日間以内に実施	実務12日間以上かつ、90時間以上
	ただし、1日における実務実習時間は原則として8時間とするが、実習先の勤務体制に準ずる。	
実習方法	指定実習施設を各自が訪問し、実習の受け入れのお願いと実習日程の調整をして実習先を確保したうえで、「実習開始日より70日間以内に、実務17日間以上かつ、135時間以上」の実習を実施する。	指定実習施設の中から <b>大学が配属した実習先および指定された実習期間</b> で「実務12日間以上かつ、90時間以上」の実習を実施する。 <b>配属にあたっては教員による事前面接を行う。</b>
実習時期	通年可能(12月26日～1月6日の期間を除く。)	10月1日～2月末日(12月26日～1月6日の期間を除く。)
	ただし、「精神保健福祉援助技術現場実習指導Ⅱ」スクーリング受講までに <b>当該実習を完了</b> していること。	ただし、卒業と同時に精神保健福祉士国家試験受験資格を取得する場合は、下記期限までに当該実習を完了していること。 ・3月25日卒業予定…卒業予定前年12月25日 ・9月25日卒業予定…卒業予定同年2月末日

(注)「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅱ」は、「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅰ」および「精神保健福祉援助技術現場実習指導Ⅱ」を合格していなければ、実施することはできません。

## 【実習費(2018年度)】

- ・「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅰ」(3単位)…70,000円
- ・「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅱ」(2単位)…50,000円

## 【実習オリエンテーション】

「精神保健福祉援助技術現場実習指導Ⅱ」のスクーリングにおいて、実習に関する事務手続き等の説明を行う実習オリエンテーションを実施します。これに出席し、合格しなければ実習の申込み手続きおよび実施はできません。

## 【勤務先実習】

「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅰ」においては、指定実習施設(障害福祉サービス事業を行う施設等)に勤務する者が、当該勤務先で実習することは可能です。但し、休暇を取得し実習生の立場として実習指導者のもとで実習しなければなりません。指定実習施設は年度によって変更される場合があり、受入状況にも変更が生じますので、入学時の条件とは異なる場合があります。なお、「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅱ」においては、指定実習施設(精神科医療機関)に勤務する者であっても当該勤務先で実習することはできません。

## 【そのほかの留意事項】

- 「精神保健福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第103号)」等の関係省令等が改正されたことにより、精神保健福祉士の養成カリキュラム等について見直しが行われ、平成24年4月1日より実施されています。これにより「平成24年度以降入学者(編入学者含む)」と「平成23年度以前入学者」では履修カリキュラムや実習実施要件、実習実施方法等が大幅に異なります。実習施設においても、実習生の受け入れにさまざまな条件・制限を受ける場合があり、個人の希望を反映した実習にならない場合があることをご了承のうえ入学手続きを進めてください。
- 精神保健福祉士法の一部を改正する法律の施行に伴い、「精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令」が改正され、平成24年4月1日より適用されています。大学の入学前に指定施設で1年以上相談援助の業務に従事した方は、「精神保健福祉援助実習指導」および「精神保健福祉援助実習」の履修が免除されます。対象となる施設・業務は社会福祉振興・試験センターのホームページを確認してください。本学での手続きは入学後にご案内します。

## 【社会福祉関係実習の際の麻疹に対する抗体確認について】

本学では、実習先への感染を防止することを目的とし、さらに福祉現場からの要請もあり、**社会福祉関係実習を行う予定の学生全員に「麻疹に対する免疫がある」または「ワクチンを接種した」という医師による証明の提出を義務**つけます。**過去に罹患歴や予防接種歴があったとしても、必ず「抗体検査」を受検してください。**

—— そのほか精神保健福祉援助技術現場実習に関する詳細については、福祉実習課までお問い合わせください ——

## 精神保健福祉援助技術現場実習

## 【目的】

「精神保健福祉援助技術現場実習」とは、「精神保健福祉士指定科目」で、本学において**精神保健福祉士国家試験受験資格を取得希望する方**に必修となる科目です。

ただし、**本学通信教育課程入学前に1年以上相談援助の業務に従事した方は、精神保健福祉援助技術現場実習の履修が不要となる場合があります。**

※精神保健福祉援助技術現場実習不要手続きは入学後の手続きになります。また、本学通信教育課程へ入学後または編入学後に相談援助の業務に従事してから1年を迎えた方は免除の対象となりません。詳しくは、入学後に案内します。なお、免除の対象となる相談援助の業務の範囲等は「公益財団法人社会福祉振興・試験センター」のホームページで確認することが可能です。

この実習は、**疾病や障害を併せ持つことが多い精神障害者を対象に、精神保健福祉の専門職として必要な知識、技術、倫理、価値を現場体験をとおり実践的に学ぶ**ものです。この体験から精神保健福祉およびその関連領域の理解を深め、専門的な援助技術を体系立てていく能力を養成します。

## 【実施資格】

精神保健福祉援助技術現場実習を実施するためには、下記の要件を充足していることが必要です。

1. 精神保健福祉士国家試験受験資格取得に必要な基礎資格科目を履修していること。
2. 「精神保健福祉援助技術現場実習指導Ⅰ」(事前指導)(SR履修)を合格していること。
3. 「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅱ」を実施する場合は、以下の3点を充足していること。
  - ・実習実施前年度に事前面接を実施すること
  - ・「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅰ」を合格していること
  - ・「精神保健福祉援助技術現場実習指導Ⅱ」(事後指導)(SR履修)を合格していること
4. 精神保健福祉専門職につく意思の強固な方。
5. 健康かつ実習施設の正常な相談援助活動を妨げるおそれのない方。

## 【修得単位数】

精神保健福祉援助技術現場実習の必要単位は以下ようになります。

科目名	単位数
精神保健福祉援助技術現場実習Ⅰ	3
精神保健福祉援助技術現場実習Ⅱ	2

## 【日数・時間数】

「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅰ」は、「**実務17日間以上かつ、135時間以上**」の実習が必要です。**実習開始日から終了日まで70日間以内に実施しなければなりません。**

「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅱ」は「**実務12日間以上かつ、90時間以上**」の実習が必要です。

※ いずれも1日における実務実習時間は原則として8時間ですが、実習先の勤務体制に準じます。

## 【実習施設】

実習は、**近畿圏を中心とした「本学が厚生労働省に申請・許可を得た所定の要件を満たす実習指導者が在籍する指定実習施設」のみで実施可能**になります。「精神保健福祉援助技術現場実習Ⅱ」の実施にあたっては、指定実習施設の中から**大学が配属した実習先で実施**することになります。このことから、**個人的な理由は考慮されず、配属先によっては実習中の宿泊先の確保ならびに宿泊費等の実費負担が必要となる場合があります。**指定実習施設一覧は、福祉教育開発センターホームページにて閲覧が可能です(6月更新予定)。